

第五十三回  
帝國議會  
貴族院  
昭和二年勅令第九十六號(承諾ヲ求ムル件)

外二件特別委員會議事速記錄第二號

付託議案

日本銀行特別融通及損失補償法案

臺灣人金融機關二對刀凡資金融通二關刀

ル法律案

# 五分開會

ア思ヒマスルガ、之ニ對シテヤリ方ハ色ニ  
アリマセウケレドモ、當局者トシテ日本銀  
行其他財界ニ精通シタ者ト能ク御協議ニ  
ナッテ、現内閣ハ是ヨリ外ニ策ハ無イ、殊  
ニ段々拜見イタシマスト、現内閣ヲ支持シ

及シダト云フ今日、ソレガ九日ニ開業スル、而カモ政府ガ案ヲ出シテ九日ニハ開業セシムルト云フテ置イテ、又ソレガ九日ニ開業シナイト云フト、日本ハ何ヲ言フノカ、日本ノ政府ハ何ヲ言フノカト云フヤウナコトニ迄見ラレテ、金錢上ノ勘定カラ言ヘバ、

カ融通ヲ受ケテ開業ヲスルト云フコトニ十分ノ分ハ差支ナイガ、ソレノ出來ナイ部  
分ノ銀行ガ其儘ニ放任シテ置カレルト云フ  
コトデアルト、餘程財界ニ對シテ惡イ影響  
ヲ有ツ、又ソレ等ノ銀行者ニ預金ヲシテ居  
ル者トカ、或ハ銀行關係者ガ矢張リ色ミナ

委員長（子爵青木信光君） 唯今本委員會

# 日本銀行特別融通及損失補償法案ト臺灣

案トノ兩案ガ附託ニナリマシタノデ、是

リ之ヲ問題トシマシテ御審議ヲ願ヒタイ  
存ジマス、政府ヨリノ御説明ハ今十分本  
場デアリマシタヤウデゴザイマスルガ、  
チニ御異存ガナケレバ質問ニ移リマシテ  
如何デゴザイマスカ

「異議ナシ」ト呼フ者アリ

委員長(子爵青木信光君) ソレデヤ左様

タシマス、先づ日本銀行特別融通及損失  
償法案ノ方カラ御質問ヲ願ヒタイト存ジ

男爵阪谷芳郎君 議場デモ御質問ガアリ

シタヤウデシタガ、大分離レテ居リマシ

ト云フモノハ、是ハ已ムヲ得ヌモノトマ  
タガ、此度ノ財界安定ニ付テノニツノ法

カ融通ヲ受ケテ開業ヲスルト云フコトニナル方ノ分ハ差支ナイガ、ソレノ出來ナイ部  
分ノ銀行ガ其儘ニ放任シテ置カレルト云フ  
コトデアルト、餘程財界ニ對シテ惡イ影響  
ヲ有ツ、又ソレ等ノ銀行者ニ預金ヲシテ居  
ル者トカ、或ハ銀行關係者ガ矢張リ色ニ十  
運動ヲスルト云フヤウナコトデアリマスル  
ガ、何トカ政府ニ於テサウ云フ銀行ヲ成立  
セシムル、整理スルコトノ出來ルヤウナ方  
法ヲ御考ニナリ、御考ニナシテモ出來ヌト  
云フ場合ハ致方ナインデアルガ、何トカ合  
併サセルトカ、或ハ新ニ銀行ヲ造ルトカ、  
ソレニ對シテサウ云フ稍、鞏固ナ、將來見込  
ノ有ルヤウナモノガ出來テ來チナラバ、成  
ルベク同情ヲ表スルトカ云フヤウナ御考ハ  
ナイモノデアリマセウカ、チヨット先刻ノ  
御説明ヲ見ルト、ソレ等ノモノハ皆潰レ、  
バ潰レテ勝手ニシテ宜イト云フヤウニ間工  
マスガ、決シテサウ云フ御考デハアルマイ  
ト思ヒマスルケレドモ、併シ當局者ノ言ト  
云フモノハ又誤リ傳ヘラレルト云フト飛ン  
ダ間違ヲ起スカラシテ、ハッキリトサウ仰シ  
ヤシモサウ云フ傷ノ深イ方ノ銀行ガ互ニ合  
同スルトカ、或ハ何等カ一ツノ新シイ銀行

デモ造ツテ、ソレニ脣替リヲシテ貰フトカ  
云フヤウナコトニスル、日本銀行ナリ或ハ  
又大藏省ナリカラ道理ノ許ス範圍内ニ於

テ、法律ノ許ス範圍内ニ於テハ、成ルベク  
サウサセル積リデアルトカ云フヤウナコト  
ハ、大藏大臣ハ考ヘテ居ラレヌノカ、チヨッ  
ト其點ヲ一應伺ツテ見タイ

○國務大臣(高橋是清君) 大藏大臣トシテ  
ハ只今阪谷男爵ノ御述ベニナリマシタ如  
ク、國庫ノ補償ト云フコトヲ除キマシテ、  
又法律ニ背カザル範圍ニ於キマシテ、「モー  
ラル・サポート」是ハ十分ニ與ヘルト云フ  
コトヲ、既ニ銀行ノ重役ナドニハ明言シテ  
居リマス、又今後十分其點ハ出來ルダケ盡  
力スル考デアリマス

○菅原通敬君 此第四條ノ第二項ノ損失ヲ  
決定スル基準ト云フモノハ大藏大臣之ヲ定  
ムト規定シテ居リマスガ、此損失決定ノ基  
準ナルモノハ大變大切十問題デアルト思  
フ、是ハ第五條ノ損失審査會ノ方ニ御詰問  
ニデモナリ、而シテ御決定ニナル御積リデ  
アリマセウカ、或ハ單ニ大藏大臣ノ專決ニ  
ナサル御積リデアリマスカ

○國務大臣(高橋是清君) 此基準ニ付キマ  
シテハマダ確定ノモノハ出來テ居リマセ  
ヌ、假定的ノモノハ捨ヘテ居リマス、畢竟  
大藏省ト日本銀行ト相談致シマシテ作ル  
積リデ居リマス、此處ニアリマスノハ是ハ

少シ直サンナラヌコトガアリマスカラシ  
テ、ソレデ宜シケレバ此處デ讀ミマシテモ  
宣シウゴザイマス

○菅原通敬君 今度參議院ノ修正ニ依リマ  
スト云フト、第一條ノ末項ニ「特別融通審

查會ノ組織及權限ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」  
ト云フコトデアリマス、此特別融通損失審  
査會ノ外ニ特別融通審査會ト云フモノヲ特  
設スルヤウニナツテ居リマスガ、政府ハ之  
ニ御同意ニナツタ云フコトデアリマスガ、  
是ハドウ云フ一體考ヘカラ出テ居ルモノデ  
アリマスルカ、之ヲ一緒ニ出來ナカッタモ  
ノデアリマスカ、御同意ニナリマシタ關係  
カラ此點ヲ御説明ヲ願ヒタイ

○國務大臣(高橋是清君) 是ハ當局デハ、  
勅令ト云フコトニ衆議院デナリマシタガ、  
其委員ハ矢張リ初メヨリ必要トシテ作ル計  
畫デアリマシタ、今晚其勅令案ハ既ニ決メ  
テアリマス、要スルニ委員ハ日本銀行ノ重  
役、正金銀行……大藏省ノ官吏若干、之ヲ  
ノヲ置イテ、其上ヲ大藏大臣ガ監督スル、  
斯ワ云フ組織ニナツテ居リマス

○菅原通敬君 ソレハドチラノ審査會ノコ  
トデアリマスカ、四條デアリマスカ、五條  
マス

○菅原通敬君 二付チナヨットモウ一ツ  
補償法ノコトニ付チチヨットモウ一ツ  
○委員長(子爵青木信光君) 宜シウゴザイ  
カ希望條件ガ出タトカ云フコトデアリマス  
ガ、政府委員ノ方カラソレヲ一ツ御報告ヲ  
願ヒタイト思ヒマス

○國務大臣(高橋是清君) 特別融通ノ方デ  
アリマスカ

○國務大臣(高橋是清君) 唯今ノ御尋ニア  
リマス

○菅原通敬君 第一條ノ方ノ……  
○國務大臣(高橋是清君) 四條ノ方ノ御尋  
デアリマシタカ

○國務大臣(高橋是清君) 四條ノ方ハ是ハ  
抵當價格其他ヲ定メルノデアリマスカラ、  
大藏省ト日本銀行デナク、第三者ノ極ク公平  
ナル機關ニ依ツテ國ノ損失ヲ定メルノガ適  
當ト存ジマシテ、此委員會ハ主トシテ所謂  
英語ノ「エキスパート」ト申シマスカ、極ク  
専門ノ技能ニ達シタ人ヲ選ビタイト考ヘテ  
居リマス

○委員長(子爵青木信光君) 日本銀行特別  
融通及損失補償法案ノ方ノ御質問ハ別ニゴ  
ザイマセヌケレバ、此臺灣ノ金融機關ニ對  
スル資金融通ニ關スル法律案ノ質問ニ移リ  
タイト存ジマス

○菅原通敬君 此日本銀行特別融通及損失  
補償法ノコトニ付チチヨットモウ一ツ  
○委員長(子爵青木信光君) 此日本銀行特  
別融通及損失補償法案ノ方ニマダ御質疑ガ  
ゴザイマスガ、御質問ガアリマスナラ此場  
合ニ願ヒタイト思ヒマス

○委員長(子爵青木信光君) 既ニ衆議院ノ委員會並ニ本  
會議デ質問モアリ、大藏大臣カラ御答ニナ  
タカモ知レマセヌガ、私ガ何カデ讀ンダ記  
憶ニ依リマスト云フト、日本銀行特別融通  
及損失補償法ニ於テハ、臺灣銀行ハ除イテ

リマスカ、衆議院ノ希望條件タケヲ茲ニ讀  
上ダマス、「希望條項、一、日本銀行特別融  
通及損失補償法並ニ臺灣ノ金融機關ニ對ス  
ル資金融通ニ關スル法律ノ運用ニ付テハ政  
府ハ損失補償ヲ減少スルニ努ムルコト、二、  
日本銀行ガ特別融通ヲ爲ス場合ニ於ケル割  
引歩合ハ國債以外ノ擔保貸付歩合以上タル  
コト、三、日本銀行カ不動產ヲ見返リトシ  
テ融通スルニ際シテハ成ルヘク其ノ手續ヲ  
簡捷ニスルコト、四、信用組合中員外預金  
ハ其制度並機能ニ於テ貯蓄銀行ト同一視ス  
ヘキモノナルニ依リ産業組合中央金庫ヲシ  
テ特別融通ノ途ヲ開ク爲政府ニ於テ機宜ノ  
處置ヲ執ルコド」此四箇條デアリマス

○菅原通敬君 是ニ對シテ政府デハ何カ御  
同意ニナリマシタノデアリマスカ、唯御聽  
キ置キノミニナツテ居リマスカ

○國務大臣(高橋是清君) 唯聽キ置イタニ  
過ギマセヌ

○委員長(子爵青木信光君) 此日本銀行特  
別融通及損失補償法案ノ方ニマダ御質疑ガ  
ゴザイマスガ、御質問ガアリマスナラ此場  
合ニ願ヒタイト思ヒマス

○内田嘉吉君 既ニ衆議院ノ委員會並ニ本  
會議デ質問モアリ、大藏大臣カラ御答ニナ  
タカモ知レマセヌガ、私ガ何カデ讀ンダ記  
憶ニ依リマスト云フト、日本銀行特別融通  
及損失補償法ニ於テハ、臺灣銀行ハ除イテ

アルト云フヤウニ記憶ヲ致シテ居ルノデアリマスガ、是ハ間違テ居リマセウカ、其通りデゴザイマスカ

○國務大臣(高橋是清君) 是ハ除イテハナイノデス

○内田嘉吉君 私ハ既ニ質問ヲシテ宜シト云フコトニナシテ居リマスル臺灣ノ金融機關ニ對スル資金融通ニ關スル法律案ト、更ニ邇ルヤウデアリマスガ、日本銀行特別融通及損失補償法ト二ツノ法案ヲ比べテ見マスト云フト、同ジ立前ニナシテ居ルヤウニ思フガ、第一條ニ於キマシテハ、一方ハ日本銀行ガ主體ニナシテ居シテ、一方ハ政府ガ主體ニナシテ居ル、政府ガ主體ニナシテ居リマスレバ財界ノ安定ヲ圖ル爲メ必要アル場合ニ命今ヲスルコトガ出來ルヤウデアリマスガ、日本銀行特別融通法ノ方デハ日本銀行ガ主體ニナシテ居リマス、是ハ勿論茲ニ其資金ノ融通ノ請求アル場合ト云フコトハ書イテアリマスルケレドモ、實際上ニ於テハ政府ト日本銀行トガ此法案ヲ御提出ニナル前ニ御詰合ガ付イテ居ルカノ如ク承知ハ致シマスケレドモ、特別融通法ノ方デハ日本銀行ガ主體デアルカラシテ、日本銀行ガ財界ヲ安定ヲ圖ル爲メ必要アリト認ムル場合ニハ斯様ニスルコトガ出來ルト云フノデ、若シ政府カラ請求ガアッテモ日本銀行ガス

ウニナル、此場合ニ日本銀行モ矢張リ國家ノ仕事ヲシテ居リマスカラス様ナル場合ニト云フコトニナシテ居リマスル臺灣ノ金融機關ニ對スル資金融通ニ關スル法律案ト、

アルト存ジマス、此爲ニ國民ノ負擔ヲ増スコトハ容易ナラザルモノデアル、非常ナリマスカ、左様ニ此日本銀行ノ融通法ノ方モ矢張リ政府ガ主體トナシテ御命令ガ出

來ルヤウニシナカダノデアリマスカ、是ハ何カ特ニ其書キ方ヲ變ヘル必要ガアルノデゴザイマスカ、ソレニ付テ御尋ヲ致シタイ

○國務大臣(高橋是清君) 日本銀行ヲ主體トシタト仰セラレル其方ハ所謂「ビジネス」

營業主義、而シテ特別ニ融通サセルト云フ

コトハ大藏省ニ於キマシテ擔保ノ範圍ヲ擴

メル、價格ノ見積トカ云フヤウナモノニ或

ル細則ヲ決メマシテ、ソレニ依テ審査委

員會ガ動イテヤル、是ガ不斷ノ日本銀行ノ

常ノ營業ト異ナル、此特別融通ヲ爲スガ爲

ニ全ク日本銀行ノ營業主義ノ自由ハ幾ラカ

束縛サレルノデアリマスケレドモ、矢張リ

何處マデモ營業ノ主義、臺灣ノ方ハ寧ロ是

ハ政治上ノ關係ガアル、擔保ヲ調ベルトカ

ト云フヤウナコトハ間髪ヲ容レヌト云フヤウ

シマスケレドモ、特別融通法ノ方デハ日本

銀行ガ主體デアルカラシテ、日本銀行ガ財

界ヲ安定ヲ圖ル爲メ必要アリト認ムル場合ニハ斯様ニスルコトガ出來ルト云フノデ、

テヤル、是ガ違ウ所以デアリマス

○石塚英藏君 私モ簡單ニ御尋ヲ致シタ

イ、此損失補償法、是ハ非常ナ大キナ問題

スカニ銀行條例ガ初メテ……銀行法デ

承知ノ通り銀行條例ガ初メテ……銀行法デ

スカニ銀行條例ガ初メテ……銀行法デ

</div

ノニ拘ラズ看板ヲ掲ゲテ預金ヲ取レバ、是  
ハ詐欺ト云フ譯デ刑事ニナル、日本デハサ  
ウ云フコトガ初メカラ無カッタ、ソレ故ニ最  
ダ矢張リ看板ヲ掲ゲテ、一般ノ人ハソレヲ  
信ジテ預金ヲスルト云フヤウナ状態デアリ  
マス、斯様ナ制度ニアリマスカラシテ、是  
ハ改正ヲスルコトヲ必要ト認メマス、併シ  
兔ニ角信用ヲ基礎トシテ立ツ銀行ノコトデ  
アリマスルカラシテ、之ヲ改善スルニモ急  
激ナ手段ヲ執ルコトガ出來ナイノデアリマ  
ス、漸次是ハ改善ヲシナケレバナラヌ、ソ  
レニ付テハ検査ガ一番必要デアリマス、是  
モ大藏省デ此頃少シハ豫算ガ取レマシタ  
ガ、何分今検査ヲシマスト云フト、二年半  
カ一二二年目ニ漸ク一行ノ検査ガ出來ルト  
云フ位ノ手ヨリ外ニナイノデアリマス、今  
度此法案ニ依リマシテ、從來日本銀行ガ直  
接取引ヲシテ居ラナイ地方ノ銀行デモ、此  
融通ヲ求ムル所ノ銀行ハ、此關係ニ於テ取  
引ヲスルヤウニナッタ、而シテ此取引先ニ付  
テハ或ハ半月ニ一度、或ハ一ヶ月ニ一度ヅ  
ツ其報告書ト明細書ト日計表等ヲ取りマシ  
テ、サウシテ常ニ此銀行ノ業務ノ執リ方、整  
理改善ヲ促進スルコトニナルダラウト考ヘ  
テ居ル、是ハ計理士ト云フヤウナモノが出

來マシテ……株主デアリマシタ今ノ監査役  
ニ代ツテ計理士ト云フヤウナ計理士ガアツテ、  
是モ特許ヲ得タヤウナモノガアツテ、  
計算ヲ實地ニ付テ、銀行ノ實物ニ付テ取調  
ベ「バランスシート」ガ正シイト云フコトヲ  
考ヘマス、是ハマア銀行條例等ノ改正ヲ今  
後要スルト云フコトハ無論ノ詎ト存ジテ居  
リマス

○菅原通敬君　ドウモ甚ダ相濟ミマセヌガ  
モウ一遍ダケドウズ……國庫ノ損失ヲ負擔  
スルコトナクシテ其銀行ニ計算ヲ持ツテ居  
ル者、即チ預金者デアルトカ、株主デアル  
トカ云フヤウナ者、又ハ銀行ノ經營者、重  
役等ニ於アモソレト、犠牲ヲ拂ヒ、分擔ヲシ  
テ行クト云フヤウナコトニナラナケレバナ  
ラヌモノデアツテ、成ルベクサウ云フコトニ  
シテ戴キタイト云フ希望的ノコトハ先刻申  
述ベタノデアリマシタガ、株主ニ對シテハ  
トモアリマセウ、ソレカラ銀行ノ經營者ニ  
カ、或ハ又拂込ヲ求メルトカ云フヤウナ方  
法モアルノデ、ウレニ依テ多少ノ負擔ヲ  
分ツヨトガ出來ヤウト思ヒマス、獨リ此預  
金者ニ對シテ負擔ヲ課スル方法ガドウモ無  
イコトヲ甚ダ殘念ニ思フノデアリマス、預  
金者ガ國庫ノ補償ノ爲ニ全部預金ノ拂戻シ

ヲ受ケル、而カモ其預金者ト云フモノガ先  
施行後ニマデ残テ居タ銀行ニ預金シテ  
ケルト云フヤウナコトニナルト云フコト  
ハ、ドウモ甚ダウマ過ギル、何トカ此預金  
者ニ幾ラカ分擔ヲサセル方法ニ付テ御考案  
ヲ願ヒタイモノデアルト思フノデアリマ  
ス、ソレデ或ハ日本銀行カラ預金支拂準備備  
ソ爲ニ資金ヲ借入レル銀行ニ預金シテ居ツ  
タ其預金者ニ對シテハ、其拂戻シヲ受クル  
金額ハ、例ヘバ一割デアルト云フヤウナモ  
ノヲ銀行ノ手許ニ留保シテ置ク、或ハ其銀  
行ニ置クコトガ危險デアルナラバ、他ノ信  
用アル銀行ニ之ヲ一時預ケテ置クト云フヤ  
ウナコトニシテ、ソレヲ何カ國庫ノ負擔ヲ  
補フモノニ使シテ行クト云フヤウナ方法デ  
モ按出スルコトガ出來ヌモノデアリマス  
カ、丁度一割ト云フコトニナリマスト云フ  
ト、此五十億ノ中ノ五億、即チ一割ト云フモ  
ノヲ損失ト見タト云フ割合ニモ相應ズルコ  
トニナルノデアリマス、預金支拂額ノ、詰  
リ預金額ノ一割ト云フモノヲ留保シテ、ソ  
レヲ提供サセル、是ハナカヽ其申合セヤ  
思フノデアリマス、ドウシテモ法律ノ力ヲ  
借りナケレバナラヌモノデアルト思フノデ  
アリマス、今日切迫シタ場合ニ於テサウ云

フヤウナ法律案ト云フコトモイカヌノニアリマスガ、何等カ之ニ關シテ大藏當局トシテ一ツ御考案ヲ願ヒタイ、斯ウ思フノニアリマス

立金ヲ崩サセタリ、配當ヲ減ラサセタリ、  
或ハ減資ヲサセル、拂込ヲサセル、サウ云フ  
コトハ致ス積リデアリマス

○菅原通敬君 議論ヲ致スノデハゴザイマ  
セヌガ、今大藏大臣ノ仰セラレタ通り預金者  
者ニハ罪ガナノノダ、大藏省ガ監督シテ銀  
行ヲ良クシテヤル、其銀行ニ預ケタ預金者  
部預金ヲ拂ハシテヤルガ宜イ、斯ウニ云フ御  
論旨カラ行ケバ、休業銀行、非休業銀行ノ  
ハドウシテモ救ツテヤラナケレバナラヌ、全  
ニドウモ差別ヲ置イテ、一方ニハ預金者  
ニ支拂ヲシテヤル、一方ニハ全ク支拂ヲシ  
テヤラヌト云フヤウナ差別ヲ置カレルト云  
フコトハ、甚ダ宜クナイト云フ先刻申上ゲ  
タ理窟ニナルノデアリマス、御論ノヤウニ  
スルト、休業シテ居ル銀行ニモ何トカ預金  
拂戻ヲ補償シテヤラナケレバナラヌト云フ  
結論ニナルノデヤアリマセヌカ、別ニ議論  
イタスノデハアリマセヌガ……

○國務大臣(高橋是清君) 休業シテ……元  
來此法律ノ趣旨ガデス、再ビ此取付ノ騒ギ  
ヲ起サセナイヤウニ、金ヲ預ケル所ノ者ニ  
銀行ニ對シテ信用ヲ失ナハセナイデ安心サ  
セル、即チ不安ノ念ヲ除クト云フノガ目的  
デアリマス、休業シテ居ル銀行ノ預金者ハ  
誠ニ情ニ於テ氣ノ毒デアリマスケレドモ、  
是ハ其閉メタ店デアリマスカラ取付ニ行ク

ギヲ起スコトガ出来ナイ、併ナガラ此閉メ  
テアル銀行デモ再ビ店ヲ開クコトニナリマ  
スレバ、矢張リ此法律ノ利益ヲ受クルコト  
ニ預金者ハナルノデアリマスカラ、此  
店ニ閉メテアル店ヲ開クコトニ付キマシ  
テハ先刻阪谷男爵カラ御尋ガアッテ御答ヘ  
シタ通り、當局ハ出來ルダケ此「モーラル  
サポート」ヲ與ヘタイト斯ウ考ヘテ居リマ  
ス

ニ於テモ注意スル所ガアッテ、大藏省ノ中  
金融制度ノ取調ノ爲ニ委員會が出來テ居  
ル、日本銀行即チ中央銀行ニ關スル制度、  
並ニ特殊銀行ニ關スル制度ノ取調ヲセラレ  
テ居ルノデアリマス、委員會ニ於キマシテ  
ハ中央銀行並ニ特殊銀行ノ制度ヲ成ルベ久  
早ク議會へ提出ヲシテ制定ヲシテ貰ヒタイ  
ト云フ希望テ、即チ普通銀行ノ方ハ政府カ  
ラ提出シタノデアリマスカラシテ、大體之  
ニ贊成ヲ表シテ決定シテ置クコトガ一日モ  
早ク：：其他ノ二ツノ種類ノ銀行ニ付テノ  
制度ヲ改善ヲシテ提案ヲシテ貰ヒタイト云  
フ、希望トシテ決議ヲ致シタノデゴザイマ  
スガ、ソレラニ付キマシテハ、矢張り前内閣  
ト同ジ様ニ現内閣ニ於キマシテモ、矢張リ  
制度ノ御取調ヲ繼續シ急イデ提案ニナル御  
考デアリマスカ、之ヲ併セテ伺ヒタイト思  
フノデアリマス、此銀行法ノ委員會ノ節ニ、  
屢々委員ノ間ニ質問ナリ意見ナリ出マシテ、  
從來銀行ノ破綻ノ多クト云フモノハ、要ス  
ルニ銀行ノ取締ノ緩漫デアッタ云フコト  
モ一因デアルニ違ヒナイ、其當時委員會ノ  
終リ頃、渡邊銀行ノ破綻ノコトガ端ナク委  
員ノ耳ニモ這入リマシテ、當時ハ其後ニ於  
ケル即チ議會ガ終リマシテカラ後ニ於ケル  
程ノ恐慌ノコトハ想像モ致サナカツノデ  
アリマスガ、恐ラクハ若シ銀行ノ取締ガ惡  
ルケレバ、其最初ノ一二ノ銀行ノ破綻ノ話

コトバ、委員ニ於テモ略考ヘテ居タノ  
デ、全ク我モ此銀行取締ニハ斯様ナルコ  
トガ原因トナツテ、不取締ガ原因トナツテ  
居ルンデハナイカト云フ想像ヲシタ次第デ  
アリマスンデ、先程ノ銀行ノ取締ニ付テ必  
要ナルコトヲ現大藏大臣ハ御述ベニナリマ  
シタノデ、ソレラカラ申シマスト、平常ニ  
於テ銀行ノ取締ガ必要デアル、隨テ大藏省  
ニ於テハ昭和二年度ノ豫算ニ大分多クノ定  
員ヲ増サレテ、取締ヲ嚴重ニスルコトノ御  
提案ガアツテ、此等モ議會ニ於キマシテハ  
全部協賛ヲ與ヘタヤウナ次第デゴザイマ  
ス、此銀行法ノ新シキ法律ノ改正ヲ現ニ實  
施スルコトト、並ニ之ニ關聯スル中央銀行  
並ニ特殊銀行ノ制度ノ改善ヲ速ニスルコ  
ト、取締ノ嚴重ナルコトハ將來ニ最モ必要  
デアラウト思フ、是等ニ付キマシテノ御考  
ヲ大藏大臣ヨリ御説明ヲ願ヒタイト思ヒマ  
ス

六

ニナツテ居リマスカ、マダ見ル邊モアリマセ  
而シテ今日現ニ其委員ガ出來マジテ、色ニ  
取締ノ方法ヤ何カノコトヲ、委員ノ御希望  
ニ依リ或ハ御決議ニ依リ、現今大藏省ニ於  
テサウ云フコトヲ取調べテ居ルト云フコト  
モ、唯今初メテ承リマシタ、サウ云フコト  
ハ成ルベク御希望ニ副フヤウニ、早ク成績  
ヲ舉グルヤウニ督勵イタシマス、其何デゴ  
ザイマスカ、先刻ノ條例ヲ改正スルト申シ  
マシタノハ、私ハ昨年改正ニナツテ、來年カ  
ラアノ條例ガ實施サレルト云フコトヲ知ラ  
ズニ申上ゲタノデアリマス、此段御了承ヲ  
願ヒマス

上ダタノデアリマシテ、私ハサウ云フコト  
ヲ感ジタノデアリマス、必ズシモ銀行條例  
ノ改正ノ上ニハ關係イタシマセヌ、内容ノ  
御監督如何ト云フコトヲ主トシテ申上ダタ  
譯デアリマス

○國務大臣(高橋是清君) 能ク了解イタシ  
マシタ

○子爵八條隆正君 チヨット念ノ爲ニ御伺  
ヒシタインデアリマスガ、日銀ノ融通法案  
第一條ニ於キマシテ、衆議院ニ於テ修正ヲ  
加ヘラレマシタ第二項ヲ見マスルト、「現ニ  
預金ノ拂戻停止中ノ銀行ニシテ」云々トスル  
ウナツテ居リマス、之ヲ文字通りニ見マスル  
ト、現ニ休業中ノ銀行トテモ、將來營業繼  
續ノ見込アルモノハ矢張リ第一項ノ規定ヲ  
準用スル、斯ウ云フ風ニナツタノデアリマ  
スガ、政府提出ノ原案ニ依リマスト、休業  
中ノ銀行ハ別段ニ特別融通ヲシナイノダ、  
休業中ノ銀行ト雖モ利益ニ依ッテ店ヲ開イ  
タ場合ニ於テハ、此法律ガ適用サレルノダ、  
斯ウ云フヤウナ御解釋……説明デアリマシ  
タ、尙ホ又此ノ質問ニ對シテ大藏大臣ノ御  
答辯ニ依ルト、矢張リ同様ノ趣旨ノ御答辯  
デアツクノデアリマスガ、サウ致シマスト  
議院ニ於ケル修正ノ第二項ノ條文ヲ其儘讀  
ミマシタノトハ、少シ疑義ガアルヤウニ思  
ヒマスガ、此點ハ如何ナルモノデアリマセ  
ウカ、矢張リ衆議院ノ修正ハ附加ハリマシ

タガ、解釋ハ政府ノ原案通りニ解釋スペキ  
モノデアリマセウカ、ドウモ字句ノ上カラ  
見レバサウ云フ風ニモ解釋サルノデアリマ  
スガ、休業中ノ銀行ガ店ヲ開カナイデ、休  
業ノ狀態ニ於テ營業繼續ノ見込アルモノハ  
救濟ヲ受ケル、斯様ニ解釋シ得ラレルノデ  
アリマス、此點ヲ念ノ爲ニ伺ヒタイト存ジ  
マス、尙ホ將來營業繼續ノ見込アルモノト  
云フコトニ付キマシテハ、ドウ云フ標準デ  
ソレガ決定セラレルノデスカ、此二點ヲ伺  
ヒタイノデアリマス

ウシテ店ヲ開クト云フコトガ、是ハ實際ノ運用デアリマスガ、其働キヲデス、之ヲ法スモノハ、將來營業繼續ノ見込アルモノニ付テハ現行ノ規定ヲ適用セズ、是ハ所謂審査會ニ於テ、只今申上ダマシタ通リ此閉メテ居ル銀行ガ店ヲ開ケナイデ居ナガラニ取引ヲ求メテ來マスト、矢張リ其内部、資產狀態、借入レントスル所ノ擔保ハ如何ナルモノデアルカ、サウ云フコトヲ調ベナケレバ將來營業ノ繼續シ得ルモノデアルカナイカト云フコトノ見極メガツカヌノデアリマス、唯此法文ニ依テ店ヲ開カナケレバ融通ヲ受ケルコトハ出來ナイト云フノト、此修正ニ依テ店ハ閉デテ居ナガラモ貸シテ吳レロト言テ求メルコトガ出來ル、併シ其實際ノ働キハ同ジキコトニナルノデス、矢張リ内容ヲスッカリ弔シテ、サウシテ日本銀行ノ調査會ナルモノ、審査會ナルモノガ宜シイト認メナケレバ許サナリイ：分リマセヌデシタラウカ

○子爵八條隆正君 イヤ分リマシタ

○委員長（子爵青木信光君） 如何デスガ、日本銀行ノ特別融通及損失補償法案ノ御質疑モモウ終ツタヤウデアリマスガ臺灣ノ金融機關ニ對スル御質疑ハ如何デゴザイマセウカ：：御終了ニナリマシタナラバ討論三

○男爵阪谷芳郎君 私ハ兩案共ニ全幅ノ贊  
成ヲ表シマス、日本ニ大藏大臣アツテ以來、  
殆ド六億以上ノ信用ヲ僅ニ議會ガ議案ヲ受  
取ッテ三時間ノ中ニ與ヘルト云フコトハ未  
曾有ノコトデアリマス、現内閣竝ニ現内閣  
ノ大藏大臣ニ對シテハ非常ナル我ニハ信用  
ヲ置ク譯デアリマスルガ、隨ヒマシテ責任  
ハ非常ニ深イト云フコトヲ一言イタシテ置  
キタイノデアリマス、財界ガ今日ノ如クニ  
混亂イタシテ居ル場合ニ於テ、其局ノ以外  
ノ者ガ口ヲ利クノハナカニ危険ナモノデ  
アル、是ハ多少私モ經驗ガアリマスノデ、  
深ク現當局者ニ同情ヲ表スル譯デアリマ  
ス、例ヘバ船ガ非常ナ暴風雨ニ遭シテ、船長  
ガモウ一生懸命ニ舵ヲ取ッテ居ル時分ニ、彼  
レ此レ言ハレルト云フコトハ、是ハ到底宜  
シクナイコトデアルノデアリマス、船ニ  
乗ツテ居リマスル者ガ皆全部船長ニ信用ヲ  
置ク譯デアリマスカラシテ、現當局者ハ細心  
モノデアリマスカラシテ、現當局者ハ細心  
ノ注意ヲ以テ此兩法案ノ施行ニ當ツテ戴キ  
タイノデアリマス、殊ニ震災手形ノ法案、  
又日銀ノ補償法、臺灣銀行ノ補償法ト、此  
三ツノモノガ色ニ錯綜シテ居リマスノデ、  
當局者ガ誠意ヲ缺ク場合ニ於テハ色ニ拔道  
ガアルノデアリマス、ソレヲ一々ソソナラ  
穴ヲ塞グト云フヤウナコトヲスルト、當局

要スルニ今日ノ財界ニ不安ト云フコトガ  
アッテ、此不安ヲ取去ル爲ニハ、モウ個人ノ  
關係ハ離レテ居ル、個人ノ利害ノ關係ハ離  
レテ居ルノデアリマスカラ、此不安ト云  
フ、即チ人間ノ身體ニ熱ガ出テ居ルヤウ  
ナモノデアル、其熱ヲ取去ルニハ、總テノ  
身體ノ機關ヲ犠牲ニシテ此熱ヲ取ルノガ必  
要デアル、斯ウ云フヤウナ場合デアリマス  
カラ、有ラユル便宜ヲ當局者ニ與ヘテ、此  
不安ヲ去ラセル、又新領土ノ民心、海外ノ  
信用、是等ヲ恢復スルニ付テモ、當局者ニ其  
最善ノ便宜ヲ與ヘル爲ニ、我ニハ此三ツノ  
法案ハ色ニ錯綜シテ種々ナソコニ穴ガアル  
ニ拘ラズ之ヲ認メルノデアリマス、若シ是  
等ノ法案ニ穴ガアルノヲ利用シテ、或ハ此  
政黨ノ利權ニ利用スルト云フヤウナコトガ  
宜クアルコトデアリマスガ、現當局者ニ於  
テハ斷ジテサウ云フコトノナイノヲ確信イ  
タシマスルガ、不幸ニシテ既往ニ於テハヨ  
ク政黨ノ利權ニ利用セラレルトカ云フコトガ往々  
ニシテ、不幸ニシテ既往ニハアッタノデア  
リマス、此度ノ僅カ三時間ニ……斯ノ如ク  
ナル信用ヲ當局者ニ置キマスニ付キマシ  
テハ、申ス迄モナク最モ嚴重ナル注意ヲ以  
テ、是等ノコトニハ最モ公平ニ、最モ正直  
ニ處置シテ戴カナケレバナラヌノデアリマ  
ス、ソレハ申ス迄セナイコトデアリマス

ガ、此財界ガ今日ノ如ク不安ノ状態ヲ呈ス  
ルニ至リマシタ種々ナル原因ノ中デ、銀行  
ノ經營其宜シキヲ得ナカッタト云フコトモ  
重大ナル原因ニ舉ダナケレバナラヌ、是等  
ニ付キマシテハ其銀行ノ當局者ニ對シテ  
質シニナラナケレバナラヌコトデアラウト  
思フ、又銀行ノ組織其物ノ宣シキヲ得ヌモ  
モ、十分責任ノ有ル其責任ト云フモノハ御  
バナラヌコトデアラウト斯ウ思フノデアリ  
ノガアレバ、是ハ當然御改革ナサレナケレ  
マス、又此度色ニ委負ガ置レマスガ、此委員  
ノ人選ト云フモノガ、最モ公平ニ其人ヲ得  
ナケレバナラヌ、此人選ヲ誤タナラバ此  
二ツノ法案ノ實施ト云フコトガ誠ニ空文ニ  
屬スルヤウナ結果ヲ來シテ、所謂國家ノ禍  
ヲ來スコトニナル、又申ス迄モナク產業ノ  
發達ト云フコトハ現内閣ガ政綱ノ一トシ  
居ラレルヤウデアリマスガ、此銀行ノ整理ニ  
ト産業ノ發達ト云フコトガ往々抵觸スル場  
合ガアリマス、デ餘リニ銀行ノ整理ニシマ  
熱中スルト、産業ノ方ガ却テ萎縮シテシマ  
ウ、サレバト云フテ産業ノ方ニ餘リ注意ヲ拂  
ヒ過ギレバ銀行機關ガ壞レテシマウ、此調  
子ノ取合セト云フモノガナカヽムヅカシ  
イ、ソレニ付テ當局大臣ハ細心ノ注意ヲ拂  
ハレルト云フコトヲ私ハ望ムノデアリマ  
ス、是等ノ諸點ニ付キマシテハ時間ガアリ

マスレバ、詳シク質問モ致シ、又御意見モ  
伺ヒ、千萬ニモ過チノナイヤウニ致シタ  
日ハ其時間モアリマセヌ、先烈モ申シマシ  
タ通り、明日ニナレバ臺灣銀行ト云フモノ  
ハ開業ヲスルト云フコトニナッテ居シテ、若  
シソレガ出來ナイト云フヤウナコトデモア  
レバ、僅カ一晩ノコトデ佛作テ魂入レズ  
ト云フヤウナ、甚ダ此二ツノ法律ノ效果ヲ  
大イニ減却スル譯ニナリマスルデ、是非是  
ハ今晚會期ノ盡キザル中ニ私ハ通シタ方ガ  
宜カラウト思フノデアリマス、要スルニ前  
申シタ通リニ當局者ニ全幅ノ信用ヲ置イ  
テ、言ヒタイコトモ言ハズ、又穴ノアルコ  
トモ承知イタシテ贊成スルノデアルカラ、  
其我ニ贊成スル精神ニ對シテ、當局者ハ満  
腔ノ誠心ヲ以テ苟モ實施ニ不公平ナク、過  
失ナク、十分注意セラレテ、暴風ノ怒濤ニ  
乗出シタ所ノ親船ガ苟モ沈没セヌヤウニセ  
ラレルト云フコトヲ希望シテ已マヌノデア  
リマシテ、私ハ兩案トモ一字一句ヲ修正セ  
ズ、衆議院送付ノ通り贊成イタス者デゴザ  
イマス

○子爵前田利定君 唯今阪谷男爵ガ此兩案ニ對サレマシテノ御意見ノ御陳述ガゴザイマシタガ、言々句々總テ御同感デアルノデアリマス、阪谷男爵ノ御意見ノ上ニ更ニ言辭ヲ以テ追加補充スルノ餘地ヲ見出シマセ

又位ニ遺憾ナク御意見ヲ盡サレテアリマス、私ハ全幅ノ同感ヲ以チマシテ阪谷男爵ノ御意見ト同様、此兩案ニ對シマシテ賛成ノ意ヲ表シマス

○委員長(子爵青木信光君) 別ニ御議論モ

ゴザイマセヌケレバ採決ヲ致シタイト思ヒマス、兩案トモ原案ノ通り衆議院ノ修正案ヲ原案トシマシテ、兩案原案通り御異議ハゴザイマスマイカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○委員長(子爵青木信光君) 可決シタモノト認メマス、本日ハ是デ散會イタシマス

午後九時四十一分散會

出席者左ノ如シ

國務大臣  
内閣總理大臣兼  
外務大臣 男爵田中 義一君

菊池 恭三君  
太田 清藏君  
津村 重舎君  
尾崎 元次郎君

佐竹 三吾君  
大橋新太郎君

南 弘君

菅原 通敬君

馬場 錠一君

大藏政務次官 大口 喜六君  
大藏參與官 山口 義一君  
大藏省主計局長 河田 異君  
大藏省銀行局長 松本 倭君  
文部政務次官 山崎達之輔君  
農林省農務局長 石黒 忠篤君  
商工政務次官 吉植庄一郎君  
大口 喜六君  
山崎達之輔君  
石黒 忠篤君  
吉植庄一郎君  
倭君

委員長	子爵青木 信光君
副委員長	男爵阪谷 芳郎君
委員	
伯爵松平 賴壽君	
子爵牧野 忠篤君	
子爵前田 利定君	
子爵八條 隆正君	
子爵渡邊 千冬君	
子爵裏松 友光君	
石原 健三君	
和田彦次郎君	
石塚 英藏君	
内務省警保局長	山岡萬之助君
政府委員	
法制局長官 前田 米藏君	
臺灣總督府總務長官 後藤 文夫君	
外務參與官 植原悅二郎君	